

急傾斜地 崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域について

○急傾斜地法（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）とは

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的としています。

○急傾斜地崩壊危険区域とは

急傾斜地法第3条に基づき、以下の事項に該当するものについて指定されます。

- ①急傾斜地（傾斜度が 30° 以上）の高さが5メートル以上のもの。
- ②急傾斜地面の上端から水平距離が10m程度、下端からの水平距離が高さ程度の区域
- ③急傾斜地面の両端から斜面の高さの $1/2$ 程度の区域
- ④急傾斜地の崩壊により危害が生ずる恐れのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずる恐れのあるもの。

○急傾斜地崩壊危険区域に指定されると

急傾斜地法第7条に基づき、以下の事項に該当する行為は都道府県知事の許可が必要になります。

- ①水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- ②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ③のり切、切土、掘削又は盛土
- ④立木竹の伐採
- ⑤木竹の滑下又は、地引による搬出
- ⑥土石の採取又は集積
- ⑦前記に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発する恐れのある行為で政令で定めるもの。

